

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省2-①)

政策分野名 【施策名】	新たな価値の創出による需要の開拓	担当部局名	食料産業局(林野庁) 【食料産業局企画課／輸出先国規制対策課／海外市場開拓・食文化課／産業連携課／知的財産課／バイオマス循環資源課／食品流通課／食品製造課、林野庁木材利用課】
政策の概要 【施策の概要】	新たな市場創出に向けた取組、需要に応じた新たなバリューチェーンの創出、食品産業の競争力の強化、食品ロス等をはじめとする環境問題への対応	政策評価体系上の位置付け	食料の安定供給の確保
政策に関する内閣の重要政策	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日)第3の1(1) ・日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定) ・成長戦略2019(令和元年6月21日閣議決定) ・農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日決定、令和元年12月10日改訂) 	政策評価 実施予定時期	令和3年7月

施策(1)	新たな市場創出に向けた取組									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	・新たな市場創出に向けて、介護食品の開発やスマートミールの普及等の支援、国民の健康維持・増進に関する科学的エビデンスの獲得、フードテックの展開等の取組を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】	スマートミールの普及等の支援									
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値	年度ごとの実績値		指標一 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)			
スマートミール等健 康な食事・食環境認 証事業者数	83 事業者	30年度	300 事業者	150 事業者	180 事業者	210 事業者	240 事業者	270 事業者	S↑一直	<p>【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)①の「スマートミールの普及等を支援」に該当するアウトカム指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 新たな基本計画において「新たな市場創出に向けた取組」として、国民の健康志向や高齢化等の食をめぐる市場変化に対応するため、スマートミール(病気の予防や健康寿命を延ばすことを目的とした、栄養バランスのとれた食事)の普及等を支援するとともに、食を通じた健康管理を支援するサービスの展開を促進することが明記されており、今後スマートミール等を普及していく必要がある。現在、事業者団体のコンソーシアムが外食・中食・給食事業者対象のスマートミール認証事業を実施している。このうち、外食・中食事業者に関して見ると、平成30年度までの認定実績が延べ83件、令和元年度の新規認定実績は31件である。これを基準とし、今後も継続的に事業者数を増加させていくことから令和7年度までに延べ300件を設定。</p>
把握の方法	出典：「健康な食事・食環境」認証制度（事業者団体「健康な食事・食環境」コンソーシアム調べ） 作成時期：調査年度末頃 算出方法：健康な食事・食環境認証事業者数を集計									
達成度合いの 判定方法	達成度合（%） = （当該年度の実績値）／（当該年度の目標値）×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

施策(2)	需要に応じた新たなバリューチェーンの創出									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業者の所得向上を図るため、6次産業化の取組等による付加価値の向上や民間活力の導入等を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】	付加価値の高いビジネスの創出を推進									
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値			年度ごとの実績値			指標－計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
			基準年度	目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
6次産業化に取り組 ア んでいる新たな優良 事業体数	0 事業体	元年度 事業体	93 事業体	7年度	15 事業体	32 事業体	48 事業体	64 事業体	79 事業体	S↑-直 【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)②の「付加価値の高いビジネスの創出を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 6次産業化に取り組む優良事業体を、トレンドを踏まえて令和2年度から毎年約15事業体増加させ、令和7年度までに93事業体とすることとして設定。 なお、優良事業体とは、6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画認定時から認定3年後にかけて、経営全体の売上高に占める6次産業化対象農産物の売上高の割合を増加させた事業者で、かつ、①6次産業化対象農産物の売上高、②売上高(経営全体)、③営業利益(経営全体)、④経常利益(経営全体)の全ての指標が増加した者を指す。
把握の方法	出典：六次産業化・地産地消法に基づく認定事業者に対するフォローアップ調査（農林水産省食料産業局） 作成時期：調査年度の翌年度7月頃 算出方法：6次産業化に取り組む優良事業体数を集計									
達成度合いの 判定方法	達成度合（%）＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A' ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

施策(3)	食品産業の競争力の強化									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	食品産業の競争力の強化に向けて、食品流通の合理化、労働力不足への対応、規格認証の活用等を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】	サプライチェーン全体での合理化の取組を加速化、卸売市場の機能の強化									
測定指標	基準値	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		年度ごとの実績値			指標－計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	基準年度	目標年度	目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合 ア	11.6%	28年度	11.0%	6年度	11.4 %	11.3 %	11.2 %	11.1 %	11.0 %	F ↓ - 差 【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)③アの「サプライチェーン全体での合理化の取組を加速化」に該当する施策の効果を測定するアウトカム指標として設定。 サプライチェーンのうち、食品流通の各段階における効率化の取組が反映され、流通構造の合理化の進展が把握できる経費であることから、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標年度は、改正卸売市場法が施行(令和2年)後5年を目途に必要な見直しを行うこととしていることから令和6年度に設定。 目標値は、卸売市場を含む食品流通の合理化の進展を見込み、目標年度(6年度)まで毎年の割合が0.1ポイントずつ減少するものとして設定。
把握の方法	出典：中小企業実態基本調査（経済産業省中小企業庁） 作成時期：調査年度末頃 算出方法：飲食料品卸売業の販売費及び一般管理費/飲食料品卸売業の売上高									
達成度合いの 判定方法	達成度合 (%) = (当該年度の実績値 - 基準値) / (当該年度の目標値 - 基準値) × 100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

測定指標	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)			
			年度ごとの実績値									
			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度					
イ 1中央卸売市場当たりの取扱金額	695億円 28年度	719億円 6年度	707 億円	710 億円	713 億円	716 億円	719 億円	F↑-差	<p>【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)③アの「卸売市場の機能の強化を図る」に該当するアウトカム指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ① 卸売市場制度に基づき、中央卸売市場の再編及び機能強化のための施設整備等が進められたことにより、「1中央卸売市場当たりの取扱金額」は近年増加傾向にあり、平成26年度に設定した当該指標の目標値(平成32年度までに632億円)を達成したこと、 ② 改正した「卸売市場法」及び「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」が施行となることにより、卸売市場を活性化とともに、食品等の新たな需要の開拓や付加価値の向上を促進すること、さらに、市場外取引についても取り組むことが可能となること、 を踏まえ、平成30年度に当該指標の見直しを行い、平成28年度までのトレンドから算出した場合の伸び率から倍増した取扱金額(719億円(税込み)(6年度))に上方修正。 目標年次については、改正卸売市場法が令和2年6月に施行となること、かつ、法律の施行後5年を目処に、改正後の法律の規定について必要な見直しを行うこととしていることから、令和6年度と設定しているため、年度ごとに目標値を設定することは適切ではないが、便宜的に目安値として基準値と最終目標値を直線で結んで年度ごとの目標値を記載。 </p>			
			出典：農林水産省食料産業局調べ 作成時期：調査年度の翌年度5月末～6月末頃 算出方法：中央卸売市場の取扱金額／中央卸売市場数 ※ただし取扱数量及び経営の安定した中央卸売市場について連続性のあるデータを測る観点から、一部の取扱品目を地方卸売市場に転換した市場は除く。									
			達成度合いの 判定方法 $\text{達成度合（%）} = (\text{当該年度の実績値} - \text{基準値}) / (\text{当該年度の目標値} - \text{基準値}) \times 100$ A' ランク 150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

目標② 【達成すべき目標】		食品産業における労働力不足の解消												
測定指標	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値					指標－計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)					
			年度ごとの実績値											
ア 食品製造業の労働生産性	5,149 千円/人	30年度	6,694 千円/人	11年度	5,401 千円/人	5,531 千円/人	5,664 千円/人	5,801 千円/人	5,941 千円/人	F ↑－直	<p>【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)③イの「食品産業における労働力不足の解消」に該当するアウトカム指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 平成30年4月6日に公表した「食品産業戦略」において「2020年代に労働生産性3割増」を目指すことが決定されたため、2029年までに労働生産性が基準年である平成30年度の5,149千円の3割増しである6,694千円を上回ることとして設定。</p>			
	把握の方法		出典：「法人企業統計」（財務省） 作成時期：調査年度の翌年度9月頃 算出方法：労働生産性＝付加価値額／（役員数＋従業員数）											
	達成度合いの判定方法		$\text{達成度合（%）} = (\text{当該年度の実績値}) / (\text{当該年度の目標値}) \times 100$ A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満											

目標③ 【達成すべき目標】	JASの制定									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値			指標－計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)	
					年度ごとの実績値					
ア 新たなJASの制定件数	0 件	28年度	20 件	2年度	20 件	－	－	－	－	S↑－直
	把握の方法		出典：農林水産省食料産業局調べ 作成時期：調査年度末頃 算出方法：農林水産省告示JASの制定数を把握							
達成度合いの 判定方法		達成度合 (%) = (当該年度の実績値) / (当該年度の目標値) × 100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

施策(4)	食品ロス等をはじめとする環境問題への対応									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	食品ロスの削減、食品産業分野におけるプラスチックごみ問題への対応等									
目標① 【達成すべき目標】	食品ロス削減の取組を加速化									
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値			年度ごとの実績値			指標－計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
			基準年度	目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
ア 事業系食品ロス量	328万トン	29年度	273万トン	12年度	324万トン	320万トン	315万トン	311万トン	307万トン	F↓－直
	把握の方法	出典：農林水産省食料産業局調べ 公表時期：調査年度の翌々年度末頃 算出方法：食品廃棄物等の発生量（食品リサイクル法に基づく定期報告）及び食品廃棄物等の可食部・不可食部の量等に基づき推計								
	達成度合いの判定方法	達成度合 (%) = (当該年度の実績値) / (当該年度の目標値) × 100 A' ランク : 150%超、Aランク : 90%以上150%以下、Bランク : 50%以上90%未満、Cランク : 50%未満								

目標② 【達成すべき目標】		食品分野における容器包装プラスチックの更なる資源循環を推進															
測定指標	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)								
			年度ごとの実績値						2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
ア 飲料用PETボトルの回収率	91% 30年度	100% 12年度	93%	93%	94%	95%	96%	F↑一直	<p>【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)④イの「食品分野における容器包装プラスチックの更なる資源循環を推進」に該当する指標として設定。 現在、飲料用PETボトルは、海洋プラスチックごみの主な原因の一つとなっていることから、その資源循環の推進が喫緊かつ重要な課題となっている。「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」においても、飲料団体が行う有効利用に向けた取組を国が積極的に支援することとされている。 このため、食品産業分野におけるプラスチックごみ対策の成果の指標として、飲料用ペットボトルの回収率を選定した。</p> <p>【目標値設定(水準・目標年度)の根拠】 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」に掲げられている飲料用PETボトルの有効利用の目標に合わせ、飲料用PETボトルの回収率について2030年度(令和12年度)までに100%とする目標を設定した。</p>								
			把握の方法 出典：環境省・PETボトルリサイクル推進協議会資料 作成時期：調査年度の翌年度11月頃 算出方法：PETボトル回収量（市町村分別収集量+事業系ボトル回収量、熱回収分を含む）／PETボトル販売量（輸入分を含む）×100														
			達成度合いの判定方法 $\text{達成度合} (\%) = (\text{当該年度の実績値}) / (\text{当該年度の目標値}) \times 100$ A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満														

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			2年度 当初予算額 [百万円]	関連す る 指標	政策手段の概要等	令和2年 度行政 事業レ ビュー 事業番 号
	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]				
(1) 卸売市場法 (昭和46年、令和2年 改正) (主)	-	-	-	-	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	卸売市場は生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることから、農林水産大臣が卸売市場の業務の運営や施設に関する基本的な事項などについて基本方針を定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事による卸売市場の認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図る。	-
(2) 特定農産加工業經 營改善臨時措置法 (平成元年) (主)	-	-	-	-	-	特定農産加工業者等の経営の改善を促進するための金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、農業及び農産加工業が健全に発展し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
(3) 食品等の流通の合 理化及び取引の適 正化に関する法律 (平成3年、平成30年 改正) (主)	-	-	-	-	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	農林漁業及び食品流通業の成長発展と一般消費者の利益のため、食品等流通の合理化を図る取組に関する計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な出資、融資その他の支援措置を講ずる。 この法律の適正な執行により、食品等流通事業者の創意工夫をいかした取組を広く支援することで、流通の効率化など食品流通の合理化に寄与する。	-
(4) 容器包装に係る分別 収集及び再商品化 の促進等に関する法 律 (平成7年) (主)	-	-	-	-	(4)-②-ア	容器包装廃棄物の減量及びリサイクルを推進する。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。	-
(5) 中心市街地の活性 化に関する法律 (平成10年) (主)	-	-	-	-	(2)-①-ア	国民生活の向上及び国民経済の健全な発展のため、市町村が作成する中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な金融その他の支援をする。 この法律の適正な執行により、消費者の食品に関する購買の利便を確保するとともに、地域の中小食品小売業の発展を通じて、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
(6) 食品循環資源の再 生利用等の促進に 関する法律 (平成13年) (主)	-	-	-	-	(4)-①-ア	食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進し、食品廃棄物の排出抑制を図る。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。	-
(7) 流通業務の総合化 及び効率化の促進 に関する法律 (平成17年) (主)	-	-	-	-	(2)-①-ア	物流コストの削減や環境負荷の低減等を図る事業に対して、その計画の認定、金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、効率的で環境負荷の小さい物流の実現が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-

(8) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法)(平成22年)(主)	-	-	-	-	(2)-①-ア	農林漁業者等による農林漁業の6次産業化を促進するため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組に関する計画並びに当該取組に資する研究開発及びその成果の利用に関する計画に対して国が認定を行い、これらの計画の実施に必要な金融その他の支援措置をする。この法律の適正な執行により、新たに6次産業化に取り組む際の農林漁業者等の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上に寄与する。	-
(9) 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法(平成24年)(主)	-	-	-	-	(2)-①-ア	農林漁業者が主体となって新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し融資や経営支援を行う枠組みを定める。この法律の適正な執行により、6次産業化等の取組の質の向上に寄与する。	-
(10) 日本農林規格等に関する法律(平成29年)(主)	-	-	-	-	(3)-③-ア	日本農林規格(JAS)の制定、適正な認証及び試験等の実施を確保する。これにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図ることを通じて、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
(11) 食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年)(主)	-	-	-	-	(4)-①-ア	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定める。この法律の適正な執行により、多様な主体で取組が図られ、食品ロス削減の総合的な推進に寄与する。	-
(12) 持続可能な循環資源活用総合対策事業(平成30年度)(主)	224 (194)	167 (153)	99 (97)	98	(4)-①-ア	持続可能な社会を構築していくため、食品産業における食品ロスの削減等の環境負荷低減を図るための取組の支援を行うとともに、農山漁村におけるバイオマス等の循環資源から得られるエネルギー等を活用する取組を通じた新たな産業創出及び地域活性化につながる持続的な仕組みづくりの支援を行うなど、経済、社会及び環境の三側面からの支援を行う。この取組により、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を図り、食品ロス削減の推進に寄与する。	0012
(13) 6次産業化サポート事業(平成26年度)(主)	379 (356)	753 (683)	700 (622)	531	(2)-①-ア	6次産業化に取り組む農林漁業者等の支援体制の整備、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供及び啓発セミナーの開催等を支援する。この支援措置により、6次産業化等の取組の面的な拡大を図り、6次産業化等の取組の質の向上に寄与する。	0013
(14) 食料産業・6次産業化交付金(平成30年度)(主)	-	1,678 の内数 (1,463 の内数)	1,434 の内数 (867 の内数)	2,534 の内数	(2)-①-ア (4)-①-ア	農林漁業体験を経験した国民を増やすとの目標の達成に向けて、農林漁業体験を広く普及させる取組、新たに農林漁業体験を経験する国民の増加につなげる。栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やすとの目標の達成に向けて、食育推進リーダーによる普及啓発、情報提供、地域食文化の継承に向けた調理体験の実施等の取組を支援する。農林漁業者と多様な業種の事業者が参画するネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、加工・販売施設の整備等を支援する。フードバンク活動における人材育成の取組や生鮮食品の取扱量の拡大に向けた取組等を支援する。これらの支援措置により、6次産業化等の取組の面的な拡大を図り、6次産業化等の取組の質の向上に寄与する。また、食品ロス削減の推進に寄与する。	0014

(15) 食品等流通合理化促進事業 (平成30年度) (主)	-	335 (297)	278 (235)	156	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	流通事業者によるサプライチェーンを活用した輸出拠点構築などの流通合理化を促進するほか、トラックの確保が困難となるなかで物流の効率化等により輸送手段の安定的な確保を図ることで、ネット通販等の新たな販路の拡大にも資するなど、6次産業化の市場規模の拡大に寄与する。	0015
(16) 食品産業イノベーション推進事業 (平成30年度) (主)	-	86 (85)	107 (95)	50	(1)-②-ア	ロボット、AI、IoT等のモデル実証や、食品事業者の生産性向上に対する意識改革を目的とした研修会の開催、先進・優良事例等調査の取組を支援する。この支援措置により、食品産業におけるイノベーションを創出し、食品製造業から外食・中食産業に至る食品産業全体の生産性向上の推進に寄与する。	0016
(17) 食品の品質・安全管理サポート事業 (令和元年度) (主)	-	-	147 (143)	63	-	日本の食品事業者による食品の安全性と国際的な信頼の向上を図るために、衛生・品質管理に関する情報等の調査・分析、HACCPの導入促進等に関する研修の実施、HACCP手引書作成等を行う。 この支援措置により、国内の食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、HACCP等の導入の促進に寄与する。	0017
(18) 輸出環境整備推進事業 (平成27年度) (関連:2-②)	267 (238)	565 (378)	378 (180)	1,675	-	諸外国の輸入規制の緩和・撤廃等の輸出環境整備のための政府間交渉に必要な情報・データの収集等を行う。また、日本産食品に多く含まれる既存添加物の使用が米国、EUで認められるためのデータ収集等の支援や米国食品安全強化法に事業者が対応するための支援を行う。これらの支援措置を行うことで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	0018
(19) 地理的表示保護制度活用総合推進事業 (平成28年度) (関連:2-②)	174 (166)	172 (152)	160 (137)	111	-	地理的表示(GI)の登録申請を支援する窓口の整備、地理的表示保護制度の普及啓発と理解の促進、地理的表示保護制度等を活用した地域ブランド化とビジネス化の支援、知的財産マネジメントに関する普及活動と人材育成、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を推進する。 これらの支援措置により、農山漁村の持つ知的財産としてGI等の地域ブランド商品の価値の十分な評価、知的財産を活用した収益性向上を目指す取組の一層の強化及び諸外国において第三者が我が国の地名を冠した商品を販売するといった問題への対応等がなされ、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及びGI等の知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。	0019
(20) 日本発食品安全管理規格策定推進事業 (平成28年度) (関連:2-②)	100 (100)	91 (91)	77 (77)	40	-	国内の食品市場が今後量的に縮小すると見込まれる一方で、世界の食品市場は大きく拡大する見通しの中、HACCPの導入を進めつつ、国内の食品安全への取組を向上させ、食品事業者が国内外の市場から適切に評価され、競争力を向上させる環境を整える必要がある。そのため、国際的に通用する日本発食品安全管理規格・認証スキーム策定とその国際標準化を推進する取組を支援する。 この支援措置により、国内の食品安全の向上に寄与するとともに、我が国の「食文化・食産業」の海外展開が促進され、成長するアジア市場の需要を取り込むことで、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	0020
(21) 食によるインバウンド対応推進事業 (平成28年度) (関連:2-②)	70 (70)	52 (48)	28 (28)	24	-	地域の食の魅力を発信する基盤づくりを支援するとともに、訪日外国人に日本の食を楽しんでもらうための環境整備を推進する。 この支援措置により、インバウンド需要の増大が日本産食材等の評価を高めるといった好循環の構築を図り、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	0021
(22) 植物品種等海外流出防止総合対策事業 (平成29年度) (関連:2-②)	83 (69)	95 (90)	140 (122)	137	-	海外における植物新品種の育成者権保護のため、海外出願相談窓口の設置、主な出願先国の海外出願マニュアルの作成、及び育成者権取得経費を支援する。 あわせて海外における植物品種保護に必要となる技術的な課題の解決に向けた取り組みを行うとともに、東アジアにおける品種保護制度の整備・充実をはかるための協力活動を行う。 これらの支援措置により、海外における植物品種保護のための総合的な対策を推進し、我が国からの優良品種の海外流失等を防ぐことにより輸出額の増加が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	0022

(23) 新たな種類のJAS規格調査委託事業 (平成29年度) (関連:2-②)	45 (37)	41 (40)	47 (45)	-	(3)-③-ア	市場のボーダーレス化に対応できるよう、国際化を見据え、我が国産品・事業者の強みをアピールできるJAS規格を制定し、規格・認証を戦略的に展開することで、食品産業・農林水産業の競争力強化を図るとともに、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	0023
(24) 【TPP関連事業】 輸出増加に向けた販売促進や需要創出の強化緊急対策事業 (平成30年度) (関連:2-②)	-	4,301 (翌年度 繰越)	4,301 (3,856)	-	-	TPP11や日EU・EPAの発効による農林水産物・食品の関税撤廃・削減の効果を最大限活用する等により、2019年の農林水産物・食品の輸出額の1兆円目標の達成を更に加速させるため、海外見本市への出展支援、国内外での商談会の開催、事業者サポート体制の強化、JFOODOによる重点的・戦略的プロモーションを実施するとともに、事業者による重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進等を支援する。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。	0024
(25) 海外需要創出等支援対策事業 (平成30年度) (関連:2-②)	-	3,439 (3,266)	3,406 (2,975)	2,760	-	我が国の農林水産物・食品の輸出額を1兆円に拡大させるため、「農林水産業の輸出力強化戦略」等の着実な実施に向け、戦略的なマーケティングの強化、輸出に取り組む事業者等への商談マッチング、新たな販路開拓等を支援する。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。	0025
(26) 【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急対策事業 (平成30年度) (関連:2-②)	-	710 (翌年度 繰越)	710 (421)	-	-	EU等向けに、輸出に関する規制、商流構造上の課題や取引条件等、輸出拡大の阻害要因を解消するため、事業者が行う新たな実証等の取組や、EU等の輸出先国が求めるサルモネラ管理計画等の食品安全に係る検査に必要な取組の支援を行う。これらの支援措置を行うことで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	0026
(27) 【TPP関連事業】 訪日外国人の食体験を活用した輸出促進事業 (平成30年度) (関連:2-②)	-	41 (0)	394 (366)	-	-	訪日中に日本食・食文化経験を有する外国人旅行者を中心に、母国での日本食・食文化の再体験に資する情報発信を行うと共に、訪日経験者等の日本食や日本産品への理解の深化を図ることで、海外での日本食・食文化の更なる普及と日本産品の輸出促進に寄与する。	0027
(28) 【TPP関連事業】 日本産食品の安全性に関する第三者評価委託事業 (平成30年度) (関連:2-②)	-	14 (0)	286 (285)	-	-	放射性物質に関する最新のデータ等を整理した上で、食品に含まれる放射性物質のリスク管理に関する専門的知識を持つ有識者による委員会を構成し、日本国内に流通する食品の放射性物質に関する安全性の評価を実施した上で評価報告書を作成することにより、諸外国・地域に対する働きかけに活用する。諸外国・地域に対する輸入規制の緩和・撤廃に向けて取り組むことで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	0028
(29) 【TPP関連事業】 グローバル産地づくり緊急対策のうちパスタ・菓子等の輸出強化支援事業 (平成30年度) (関連:2-②)	-	100 (翌年度 繰越)	100 (95)	-	-	我が国の農林水産物・食品の輸出額を1兆円に拡大させるため、パスタ・菓子等の輸出先国に合わせた商品開発、PR等を支援する。 この支援措置により、TPP、日EU・EPAにより関税が下げられる等、国境措置に著しい変化が生じるパスタ・菓子等製造業について、輸出拡大が具体的に見込まれる国・地域に対して、高品質な我が国加工食品の一層の輸出拡大に寄与する。	0029

(30) 【TPP関連事業】植物品種等海外流出防止環境整備緊急対策事業(平成30年度)(関連:2-②)	-	-	94 (91)	-	-	海外における植物品種の育成者権保護のため、育成者権取得経費を支援する。あわせて海外に出願する際に、植物防疫等の問題から、出願先国への栽培試験に供する種苗の送付が困難となり品種登録が進んでいない場合があることから、出願先国に種苗提出が可能となるよう、信頼できる海外パートナーを確保する取組等に係る経費の支援を行う。 これら支援措置により海外における植物品種保護のための緊急的な対策を推進し、我が国からの優良品種の海外流出を防ぎ、輸出促進に寄与する。	0030
(31) 【TPP関連事業】グローバル産地づくり緊急対策事業のうちGFP前倒し実施と支援活動増加委託事業(平成30年度)(関連:2-②)	-	70 (翌年度 繰越)	70 (70)	-	-	2018年8月に立ち上げた農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)において、輸出に積極的に取り組むGFP登録者のうち、輸出診断を希望する生産者等を、農林水産省職員等が現地訪問し、ヒアリング・現地視察を通じて、輸出に向けた現状・課題認識や要望の把握を行う。また、GFP登録者のうち、登録者同士の交流を希望する者を対象として、交流を図り深めることによって登録者同士の新たなネットワークを構築するための取組を行う。 これらの措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外発展の促進に寄与する。	0031
(32) 【TPP関連事業】地理的表示保護制度緊急対策委託事業(平成30年度)(関連:2-②)	-	-	59 (46)	-	-	EU・EPAを踏まえたGIの保護対象の拡大に向けた流通等実態調査、EUを始めとする主要輸出先国での制度調査等を行うことにより、「総合的なTPP等関連政策大綱」に即するとともに、地理的表示(GI)の相互保護の促進による我が国農林水産物・食品の輸出拡大を図る。	0032
(33) 【TPP関連事業】タイ王国の輸入規制に対応するための体制整備実証調査事業(平成30年度)(関連:2-②)	-	20 (翌年度 繰越)	20 (9)	-	-	タイ基準を満たした証明書を取得のための体制整備の実証を行い、タイ基準と同等以上の規格とされた「タイ向け青果物の選別及び梱包施設に係わるJFS規格」(以下「JFS規格」という。)及びJFS規格のガイドラインに基づき、我が国の製造等施設がタイ基準を満たすために必要な具体的な事項を取りまとめた取組マニュアルを策定するとともに、梱包容器に係るタイ王国の基準と我が国の基準の差異を分析する取組を支援する。 この支援措置により、タイ王国に対する日本産青果物の輸出の円滑化に寄与する。	0033
(34) 【TPP関連事業】輸出環境整備緊急対策委託事業のうち木材製品の植物検疫条件や流通・販売規則等に関する調査(平成30年度)(関連:2-②、②)	-	-	80 (80)	-	-	付加価値の高い木材製品の輸出促進を図るため、今後有望な輸出先と考えられる国・地域を対象として、文献調査や現地調査等により、植物検疫条件、木材の流通・販売に当たり必要となる品質基準及び検査等の規制事項、木材を建築に利用する際の規制(建築基準、防火規制、日本産木材の構造材への利用の可否等)などの法令と運用状況を明らかにする取組を支援する。 この支援措置により、日本産木材製品の輸出を円滑に行い、海外市場の獲得など農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	0041
(35) グローバル産地づくり推進事業(令和元年度)(関連:2-②)	-	-	189 (166)	469	-	海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、相手国の求める農薬規制・衛生管理に対応した生産・加工体制を構築するためのグローバル産地計画の策定及び計画の実施体制の構築、事業効果の検証・改善、本事業の趣旨氏資する行為等の取組について支援する。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び6次産業化の市場規模の拡大、食品産業の海外展開の促進に寄与する。	0045

(36) 農林水産業におけるデータ保護・利活用 推進委託事業 (令和元年度) (関連:2-②)	-	-	16 (14)	-	-	高品質・高付加価値化や生産性向上を図るため、AI(人工知能)やIoT、ロボット技術等を活用したスマート農業を推進しているところ、AI技術を利用するソフトウェアの利用段階におけるユーザーとベンダー間の権利関係の考え方が一般的に整理されておらず、契約トラブル等によりAI農業の開発・利用に支障が生ずるおそれがあるため、AIの利用に関する権利関係の考え方を整理する。 また、「スマート水産データベース」(仮称)が構築・稼働されることを踏まえ、将来的に水産業におけるデータの保護と利活用を促進するための環境整備する。 これらにより、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。	0046
(37) 【TPP関連事業】 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業 (令和元年度) (関連:2-②)	-	-	6,794 (翌年度 繰越)	-	-	食品製造事業者及びサプライチェーンを構成する事業者が、輸出先国が定める輸入条件への対応並びにISO(国際標準化機構)、GFSI(世界食品安全イニシアティブ)承認規格、有機JAS、ハラール・コーチャ等の認証及びロット数の確保などの輸出先のニーズへの対応に必要な施設や機器の整備及び体制整備をする際に要する経費を支援することで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	0048
(38) 【TPP関連事業】 海外需要創出等支援緊急対策事業 (令和元年度) (関連:2-②)	-	-	2,400 (翌年度 繰越)	-	-	TPP、日EU・EPA、日米貿易交渉を通じて得られた関税撤廃等のチャンスを最大限活かすとともに、影響が懸念される品目についての体質強化を図るため、日本産農林水産物・食品の輸出の戦略的プロモーション・商談サポートの強化、早期に成果が見込まれる重点分野・テーマ別の海外販路開拓の強化等を支援する。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。	0049
(39) 【TPP関連事業】 グローバル产地づくり緊急対策事業のうち コミュニティ形成委託事業 (令和元年度) (関連:2-②)	-	-	77 (翌年度 繰越)	-	-	2018年8月に立ち上げた農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)において、輸出に積極的に取り組むGFP登録者のうち、輸出診断を希望する生産者等を、農林水産省職員等が現地訪問し、ヒアリング・現地視察を通じて、輸出に向けた現状・課題認識や要望の把握を行うとともに診断後にフォローアップを希望する生産者等を対象とした分野別の専門家等による個別相談を実施するなど、フォローアップ体制を強化を支援する。また、GFP登録者のうち、登録者同士の交流を希望する者を対象として、交流を図り深めることによって登録者同士の新たなネットワークの構築を行う。 これらの措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外発展の促進に寄与する。	0051
(40) 【TPP関連事業】 グローバル产地づくり緊急対策事業のうち 加工食品の輸出強化支援事業 (令和元年度) (関連:2-②)	-	-	315 (翌年度 繰越)	-	-	我が国の農林水産物・食品の輸出額を1兆円に拡大させるため、輸出向け加工食品の商品開発及びそれに必要な施設整備等を支援する。 この支援措置により、TPP、日EU・EPA等及び日米貿易協定を通じ、輸出先国の関税撤廃等の成果を最大限活用することが求められている中、輸出拡大が具体的に見込まれる国・地域に対して、高品質な我が国加工食品の一層の輸出拡大に寄与する。	0052
(41) 【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急対策事業のうち輸入規制撤廃・緩和の働きかけの強化事業 (令和元年度) (関連:2-②)	-	-	89 (翌年度 繰越)	-	-	輸出先国・地域における輸入規制の緩和・撤廃に向け、必要な情報提供や報告書を作成するとともに、各國の担当者による日本国内の実地調査などを実施する。また、食品中の放射性物質の実態調査・分析の強化等、輸出先国・地域における輸入規制の緩和・撤廃に必要な政府間交渉等のための科学的データの調査・分析等を実施する。これらを実施することで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	0053

(42)	【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急対策事業のうち証明書発行等を行う機関の体制整備及び輸出事業者支援事業 (令和元年度) (関連:2-②)	-	-	43 (36)	-	-	輸出先国が求める証明書の発行や施設の認定の迅速化のため、これらを担う民間検査機関や地方公共団体の能力向上や検査機器の導入等の体制整備を実施する。また、輸出を希望する事業者に対して、輸出施設の新規認定に向けた改善指導や審査への支援等を実施する。これらを実施することで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	0054
(43)	【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急対策事業のうちインポートトレランス申請加速化支援事業 (令和元年度) (関連:2-②)	-	-	72 (翌年度 繰越)	-	-	日本国内では登録があるものの輸出先国で登録のない動物用医薬品について、輸出先国において残留葉剤基準値を設定するために必要な申請(インポートトレランス申請)に係る取組を支援することで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	0055
(44)	【TPP関連事業】 グローバル产地づくり緊急対策事業のうち国際的認証取得・更新等への支援事業 (令和元年度) (関連:2-②)	-	-	30 (翌年度 繰越)	-	-	輸出先国が求める食品安全に係る認証等の証明書の取得や検疫等条件への対応、国際的に通用する認証の取得・更新等の輸出事業者等の取組に対し支援を行うことで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	0058
(45)	【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急対策事業のうち一元的相談窓口開設のための実態調査 (令和元年度) (関連:2-②)	-	-	4 (-)	-	-	農林水産省に、輸出先国の輸入規制への対応をはじめ、輸出全般に係る一元的相談窓口を設置されたところであり、一元的相談窓口の相談機能を更に向上させるため、地方自治体、商工会議所等の民間機関、輸出事業者等が実施する農林水産物・食品の輸出に関する業務の実態や、事業者ニーズに対応するための課題等を把握することで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	0059
(46)	海外農業・貿易投資環境調査分析事業 (平成29年度) (関連:2-②、⑤)	354 (314)	719 (673)	684 (618)	662	-	官民協議会を通じ、海外の農業・貿易投資に関する情報収集、具体的なバリューチェーン構築のための専門的調査、二国間プログラムの策定や官民連携による相手国への働きかけのための二国間対話、民間企業が行う事業化可能性調査等への支援等、情報提供から海外進出まで民間企業の一貫支援を行い、食産業の海外展開を通じた農産物・食品の輸出拡大に寄与する。	0078
(47)	強い農業づくり交付金 (平成17年度) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (令和元年度) (関連:2-⑨)	23,594 の内数 (21,345 の内数)	20,353 の内数 (16,756 の内数)	16,086 の内数 (9,139 の内数)	20,263の内数	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	産地における高付加価値化等による販売価格の向上等に向けた取組に必要な産地基幹施設の整備等を支援。この支援措置により、6次産業化の市場規模の拡大等に寄与する。 また、卸売市場の機能強化を図るため、中央卸売市場の開設者等が行う卸売場の低温化等の取組に対し支援する。 この支援措置により卸売市場において低温化された施設等の整備が促進されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大・食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	0162

(48) 学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業(令和元年度)(関連:2-⑨)	-	-	694 (0)	-	(4)-①-ア	新型コロナウイルス感染症対策に伴う休業等により発生した未利用食品についての、代替販路の確保に向けたマッチング等の支援並びに販路が確保できない場合のフードバンクへの寄附及び飼料・肥料等への再生利用を支援する。 この取組により、食品ロス削減の推進に寄与する。	0181
(49) 【TPP関連事業】畜産バイオマス地産地消緊急対策事業(令和元年度)(関連:2-⑬)	-	-	1,000 (0)	-	-	家畜排せつ物等の地域資源を積極的に活用し、エネルギーの地産地消に資するバイオガスプラント等を導入するために必要な調査・設計及び施設整備を支援することにより、家畜排せつ物等処理の円滑化・高度化による生産コスト低減及び収益力強化を実現する。 この取組により、地域資源を活用した所得と雇用機会の確保に寄与する。	0221
(50) 農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業のうち食品産業プラスチック資源循環対策事業(令和2年度)(主)	-	-	-	10	(4)-②-ア	使用済みPETボトルの散乱状況等の調査、既存リサイクルボックス・回収リサイクルモデルの効果の検証、その検証結果に基づき消費者が認知しやすい効果の高いリサイクルボックス、新たな回収リサイクルモデルの構築について取りまとめを行う取組を支援する。 この支援措置により、飲料用PETボトルの有効利用率の向上を図るとともに、海洋プラスチックごみの削減に寄与する。	新2-0001
(51) 農業知的財産保護・活用支援事業(令和2年度)(関連:2-②)	-	-	-	78	-	農産物の輸出促進に向けた海外における我が国知的財産権の保護強化を図るため、農業知的財産管理支援機関による情報収集や情報提供により、品種開発者やグローバル产地が連携した我が国としての一元的な海外での育成者権の取得及び保護・侵害対策を支援するほか、農業分野での特許・商標の取得及び活用に向けた取組を支援する。	新2-0005
(52) JASの制定・国際化調査委託事業(令和2年度)(関連:2-②)	-	-	-	43	(3)-③-ア	我が国の強みのアピールにつながる多様なJASを制定するとともに、海外でのJASの認知度・影響力を高める国際化を戦略的に進めることで、農林水産業・食品産業の競争力強化を図るとともに、官民一体となつた農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	新2-0006
(53) 農林漁業成長産業化ファンド(平成24年度)(主)	-	-	-	-	(2)-①-ア	株式会社農林漁業成長産業化支援機構を通じて、農林水産物等の特色を活かしつつ、1次産業から2次・3次産業を通じて消費者までのバーチュエーンを築く事業活動に対し、資本の提供と経営支援を一体的に実施する。 この支援措置により、6次産業化等の取組の質の向上に寄与する。	-
(54) 生鮮食料品等小売業近代化貸付制度(昭和43年度)(主)	-	-	-	-	(2)-①-ア	国民の消費生活の安定等のため、食品小売業の近代化等に必要な施設の整備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(国民生活事業))の支援をする。 この支援措置により生鮮食料品等の小売業の近代化・合理化が推進されることになり、食品産業の国内生産額の維持に寄与する。	-
(55) 食品流通改善資金のうち食品等生産販売提携型施設(平成3年度)(主)	-	-	-	-	(2)-①-ア	生産者と食品等販売業者の連携による食品等流通の合理化事業活動に必要な施設の設備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により食品等に係る流通の効率化と品質管理の高度化などを促進することになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-

(56) 食品流通改善資金のうち食品等生産製造提携型施設(平成12年度)(主)	-	-	-	-	(2)-①-ア	食品等に係る流通の効率化と品質管理の高度化などを図るため、食品等製造業と農林漁業との連携に資する事業施設等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。この支援措置により、事業者の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
(57) 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(卸売市場)[所得税・法人税:租税特別措置法第33条の4、第65条の2、第68条の73](昭和46年度)(主)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	卸売市場の用に供するために土地収用法の規定に基づき収用された場合、収用を受けた者について5,000万円までの所得の控除又は特別勘定を設け経理し損金に算入する。この支援措置により、卸売市場の用に供する土地の取得が促進され、卸売市場の適正な配置が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	-
(58) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(卸売市場)[所得税・法人税:租税特別措置法第33条、第64条、第68条の70](昭和46年度)(主)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	卸売市場の用に供するために土地収用法の規定に基づき収用され、譲渡収入により代替資産を取得した場合、原則として、当該譲渡収入がなかったものとみなす。この支援措置により、卸売市場の用に供する土地の取得が促進され、卸売市場の適正な配置が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	-
(59) 農業協同組合、中小企業等協同組合等が政府の補助又は農業近代化資金等の貸付を受けて取得した、農林漁業者等の共同利用に供する施設に対する課税標準の特例措置(卸売市場関係)[不動産取得税:地方税法附則第11条第11項](昭和46年度)(主)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	卸売市場において事業を行う農業協同組合等が取得する共同利用施設に係る課税標準は、貸付又は交付金額をもとに計算した一定額を価格から控除する。この支援措置により卸売市場の共同利用施設の整備の促進が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	-

(60) 農業協同組合、同連合会、農業組合法人等が、日本政策金融公庫(食品流通改善資金-卸売市場近代化施設)の貸付を受けて取得した共同利用の機械及び装置についての課税標準の特例措置 [固定資産税:地方税法第349条の3第4項] (昭和49年度) (主)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	卸売市場において事業を行う農業協同組合等が貸付を受けて取得した共同利用の機械及び装置に対する課税標準額を3年間、1/2控除する。 この支援措置により卸売市場の共同利用設備の近代化が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	-
(61) 卸売市場及びその他機能を補完する一定の施設に係る事業所税の非課税措置 [事業所税:地法第701条の34第3項第14号] (昭和50年度) (主)	1,155 (1,155)	1,155 (R3年3月把握予定)	1,155 (R3年3月把握予定)	1,155	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	卸売市場の事業の用に供する施設等に係る事業所税を非課税とする。 この支援措置により、都市部における卸売市場の税負担が軽減されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]	25,290 (内数を含む)	33,802 (内数を含む)	41,608 (内数を含む)	29,704 (内数を含む)			
政策の執行額[百万円]	22,889 (内数を含む)	24,175 (内数を含む)					

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			2年度 当初予算額 [百万円]	関連す る 指標	政策手段の概要等	令和2年 度行政 事業レ ビュー 事業番 号
	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]				
(1) -	-	-	-	-	-	-	-

(注1)当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。

それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

(注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。